

## 有識者会議の運営について（ポイント）

1. 防災、財政、資産マネジメント、まちづくり等、多角的な視点から、予断を持たず、建替えの是非を含め、本庁舎等整備の在り方について審議する。
2. 有識者会議の設置期間は審議に要する期間とする。
3. 分科会
  - （1）有識者会議は、特定の事項又は専門の事項について審議するため、分科会を置くことができる。
  - （2）分科会の設置期間は分科会での審議に要する期間とする。
4. 審議方法
  - （1）議事のために必要があると認められるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
  - （2）原則公開により行う。
  - （3）会議は対面その他、Web 会議システムを用いる等、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、対応する。